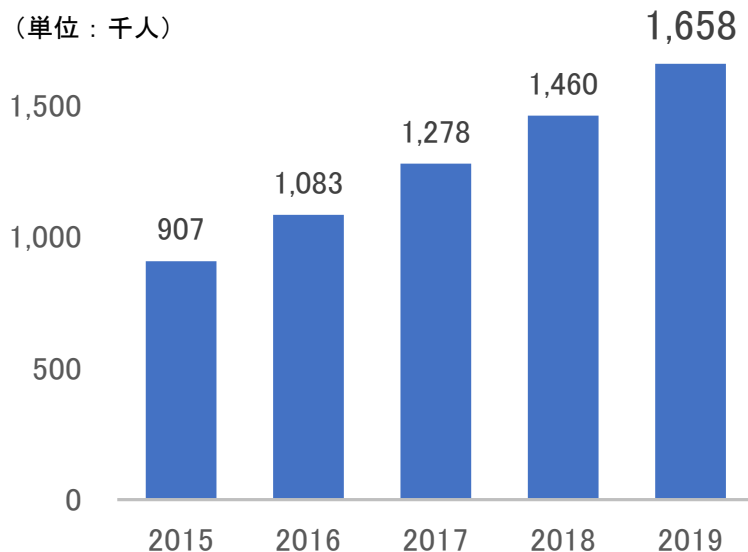


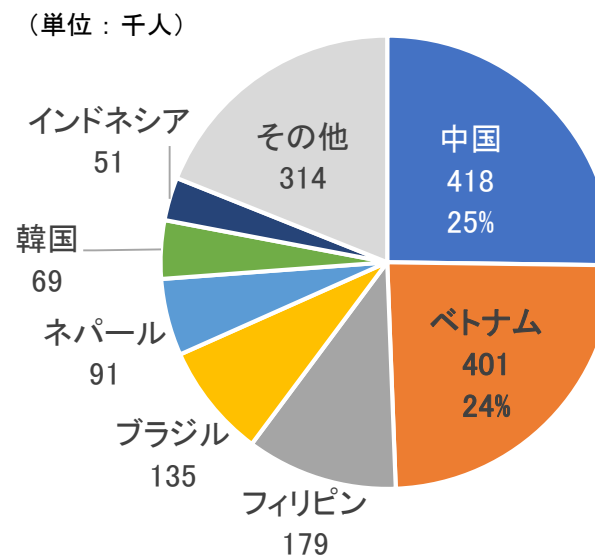
外国人材活用の意義

- 少子高齢化に伴う労働力不足の問題がますます深刻化する情勢下、日本における外国人労働者数は年々増加しています。
- 厚生労働省の発表によると、2019年10月末時点の外国人労働者数は165万となり、過去最多を更新しました。2015年と比較すると、約1.8倍に増加しています。
- 国籍別では、中国とベトナムがほぼ同じ割合を占めます。特にベトナムは、大幅な増加トレンドにあり、対前年伸び率は+26.7%でした。

<外国人労働者数 推移>



<2019年10月__国籍別>



(出所) 厚生労働省 外国人雇用状況 (2019年10月末時点)

就労できる在留資格とは

- 日本に在留する外国人は、入管法で定められている「在留資格」の範囲内において就労活動が認められます。
- 特に技能実習は、開発途上地域等の経済発展を担うヒトづくりに寄与するとともに、受入企業における組織・人材の国際化の効果も期待できる取組みとして注目されています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、技能実習等の運用にも影響が出ているため、直近の法制度等を確認する必要があります。⇒ お気軽にご相談ください！

<就労が認められる主な在留資格>

	技能実習	特定技能	高度外国人材
どんな外国人材？	日本で開発され培われた技能、技術、または知識を発展途上国等へ移転し、その発展途上国等の経済発展を担う	深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力として期待される	産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促すことが期待される
最長在留期間	5年	5年(一部10年)	5年(更新可)
転職	原則不可	同一業務区分内で可能	可能